

### 3.商業登記

#### 3-1.意義と登記手続

##### (1)意義

商人・会社について一定の事項を公示するために行われる登記  
(商 8 以下、会社 907 以下、商業登記法)

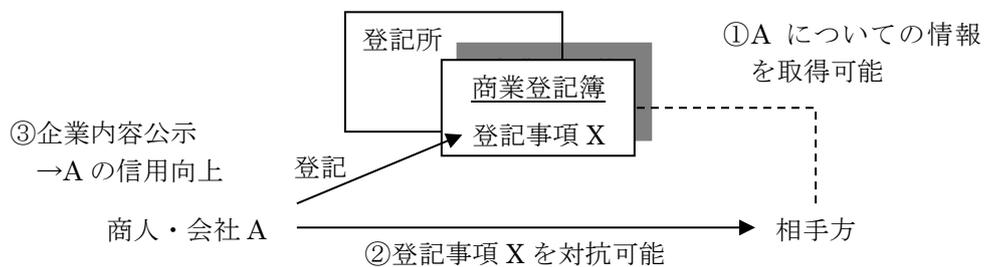
商業登記簿 (商登 6)

=①商号登記簿、②未成年者登記簿、③後見人登記簿、④支配人登記簿、  
⑤株式会社登記簿 (会社 911Ⅲ)、⑥合名会社登記簿、⑦合資会社登記簿、  
⑧合同会社登記簿、⑨外国会社登記簿

登記所 (法務局) 京都地方法務局本局 (京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町 197)

登記事項証明書の交付請求 (商登 10)・登記情報提供サービス (<https://www1.touki.or.jp/>)

##### (2)機能



(3)登記手続

(a)申請

当事者申請主義（商 8、会社 907）

ただし、官庁の嘱託（商登 15）、登記官の職権（会社 472 I）、利害関係人の申請（商登 33）

申請手続（商登 17 以下）・オンライン申請（<https://www.moj.go.jp/MINJI/minji60.html>）

(b)審査

登記官（商登 4。登記所に勤務する法務事務官）が審査

→形式的審査主義（通説・登記実務）

商登 24（申請却下事由。同条①・⑥・⑦等）

→同条⑨（登記すべき事項〔例：取締役就任〕につき無効又は取消しの原因）は？

(c)変更・消滅登記（商 10、会社 909）

登記した事項に変更が生じ、または、消滅→遅滞なく変更の登記・消滅の登記

会社 911Ⅲ⑬（取締役の氏名）・⑭（代表取締役の氏名・住所）

→変更が生じれば変更登記（会社 915 I）：2 週間以内

取締役・代表取締役が辞任した場合（辞任登記）

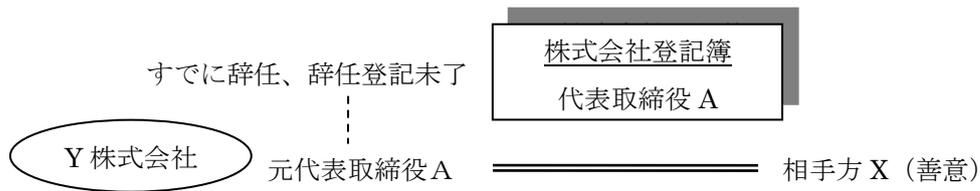
### 3-2. 商業登記の効力

#### (1) 消極的公示力 (商 9 I 前、会社 908 I 前)

登記すべき事項は、登記の後でなければ、善意の第三者に対抗できず (消極的公示力)

#### 事例 3-a 消極的公示力

A は、Y 株式会社の代表取締役を辞任した。A は、Y 会社が A についての辞任登記を済ます前に、X との間で Y 会社代表取締役名義で取引をした。X は、A がすでに辞任していることを知らなかった。



A はすでに辞任 but 会社 908 I 前からすれば…

規定の趣旨 = 取引の安全、登記義務の履行確保

善意の第三者に対抗できない = 無過失要求されず (登記を確認したことは?)

第三者相互の関係 (最判昭 29・10・15 民集 8-10-1898)

#### (2) 積極的公示力 (商 9 I 後、会社 908 I 後)

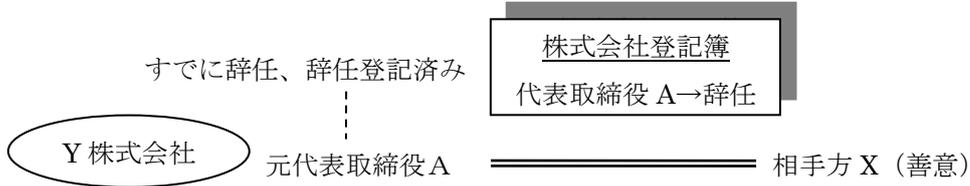
登記後であっても、第三者が正当な事由によって登記があることを知らなかったときは、善意の第三者に対抗できず

正当事由 (最判昭 52・12・23 判時 880-78) = 災害、登記簿の滅失汚損など

→登記すべき事項は、登記後は、原則として善意の第三者にも対抗できる（積極的公示力）

**事例 3-b 積極的公示力**

A は、Y 株式会社の代表取締役を辞任した。A は、Y 会社が A についての辞任登記を済ませた後で、X との間で Y 会社代表取締役名義で取引をした。X は、A がすでに辞任していることを知らなかった。



善意の第三者にも登記事項を対抗できる理由→悪意擬制説（通説）

商 9 I、会社 908 I の適用範囲 [テキスト 1 編 3 章 5 節三]

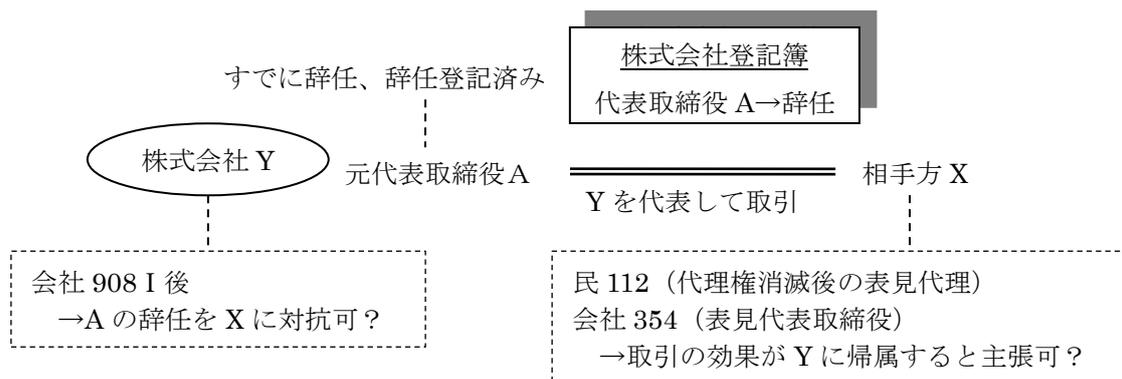
- ・取引行為だけに適用
- but 取引と密接な関連をもって生じた不法行為・不当利得には適用
- ・訴訟行為：最判昭 43・11・1 民集 22-12-402（不適用）

(3) 特殊な効力

商業登記の特殊な効力 [テキスト 1 編 3 章 5 節六]

- ・創設的効力＝新たな法律関係を創設する効力→商 9、会社 908 不適用  
例：会社 49（株式会社は設立登記によって成立＝法人格を取得→「会社法 II」）
- ・補完的効力＝登記の後は法律関係の瑕疵の存在を主張することを認めない効力  
例：会社 51 II（会社成立後は錯誤等による株式の引受けの取消しはできず）
- ・附随的効力＝登記によって一定の行為を許容・免責する効力  
例：会社 612 II（合名会社・合資会社の社員の会社債権者〔登記後 2 年以内に請求またはその予告をしない者に限る〕に対する責任は登記後 2 年を経過すれば消滅）

3-3.積極的公示力と表見法理



(1)表見代理

**事例 3-c** 積極的公示力と表見代理

Y 株式会社の代表取締役であった A は、辞任してその登記もなされた後で、Y 会社代表取締役名義で X との間で取引をした。X が Y 会社に対してこの取引にもとづく債務の履行を請求したが、Y 会社は、A の辞任については登記も済ませており、A に代表権がないことを X に対抗できると主張した。これに対して、X は、自分は民法 112 条 1 項にいう善意無過失の第三者にあたりと主張した。

民 112 I : 他人に代理権を与えた者は、代理権の消滅後にその代理権の範囲内においてその他人が善意無過失の第三者との間でした行為について責任を負う

最判昭 49・3・22 民集 28-2-368

「〔積極的公示力が定められているのは〕商人の取引活動が、一般私人の場合に比し、大量的、反復的に行われ、一方これに利害関係をもつ第三者も不特定多数の広い範囲の者に及ぶことから、商人と第三者の利害の調整を図るために、登記事項を定め、一般私法である民法とは別に、特に登記に右のような効力を賦与することを必要とし、又相当とするからに外ならない。

ところで、株式会社の代表取締役の退任及び代表権喪失は、商法一八八条及び一五条〔会社 909・911〕によって登記事項とされているのであるから、前記法の趣旨に鑑みると、これについてはもっぱら商法一二条〔会社 908 I〕のみが適用され、右の登記後は同条所定の『正当ノ事由』がないかぎり、善意の第三者にも対抗することができるのであって、別に民法一二条を適用ないし類推適用する余地はないものと解すべきである。」

民 112 が適用されないと考えることは妥当

(2)表見代表取締役

**事例 3-d** 積極的公示力と表見代表取締役

Y 株式会社の代表取締役であった A は、代表権のない取締役になった。Y 会社は、その旨を登記したが、その後も A に「社長」の名称を使わせていた。A は、Y 会社代表取締役名義で X との間で取引をした。X が Y 会社に対してこの取引にもとづく債務の履行を請求したが、Y 会社は、A の辞任については登記も済ませており、A に代表権がないことを X に対抗できると主張した。これに対して、X は、A は表見代表取締役（会社 354）にあたると主張した。

辞任後も「社長」の名称を使わせている→表見代表取締役？

会社 354 : 株式会社は、代表取締役以外の取締役に、社長等の会社を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合は、その取締役がした行為について、善意の第三者に対して責任を負う

最判昭 42・4・28 民集 21-3-796

民 112 が適用されない一方で、会社 354 が適用されるのはなぜ？